平成２４年（フ）第３５６号
宮城県亘理郡亘理町吉田字下新道１番地50
債務者　小野　四郎
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
宮城県亘理郡亘理町吉田字下新道１番地50
債務者　小野とみ子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
福島市丸子字漆方６番地の８　エバハイム101号、従前の住所福島市本内字東井戸神３番地の１ウィンベルコーラス福島803号室
債務者　大内とも子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第３５号
千葉県茂原市下永吉590番地
債務者　吉野　道子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
千葉県茂原市小林3112番地１聖ハイツ101号
債務者　宮間　克裕
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
千葉県茂原市新小轡936番地39バディハイツ１－Ｄ
債務者　横山　　淳
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
千葉県長生郡白子町北日当347番地214
債務者　藤原　和昭
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
千葉県長生郡長生村金田2261番地８
債務者　青木　浩之
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
千葉県長生郡一宮町一宮9796番地
債務者　渡邉　明美
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
金沢市城南２丁目６番28号、従前の住所石川県河北郡津幡町字浅田甲23番地11
債務者　岡田　義明
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５３号
金沢市上荒屋４丁目128番地、従前の住所神奈川県川崎市川崎区大島５丁目12番10号、従前々の住所富山市追分茶屋480番地１
債務者　髙瀬　　徹
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５９号
石川県白山市千代野東３丁目８番地４、従前の住所石川県白山市八田町1163番地５
債務者　太田　　榮
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１９０号
石川県野々市市堀内５丁目297番地、従前の住所石川県野々市市粟田３丁目368番地、従前々の住所名古屋市名東区猪子石１丁目507番地
債務者　若林　一義
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１９１号
金沢市大桑町平42番地40　市営住宅28棟305号、従前の住所金沢市金川町イ242番地
債務者　石塚　文江
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９９号
長野県北安曇郡白馬村大字北城830番地106、前住所長野県松本市大手４丁目３番18号　ハウス21―205
債務者　野田　大地
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１７３号
岐阜市福富天神前337番地２
債務者　長屋　啓子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第９１１号
愛知県あま市金岩江西上49番地１　エステート曙Ａ102号
債務者　福田　徳昭
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部